

# 法令より見たる津輕藩士の生活

——衣食住を中心として——

黒 瀧 十二郎

## はじめに

弘前城の建設が本格化したのは、第二代藩主津輕信枚（牧）の時代になつてからで、慶長十五年から着手し、翌年にはいちおう完成した。

城下は慶安期に現在の祖型を型づくっており、周辺農村とは在郷道で結ばれていた。慶長二年の寺町大火、延宝二年と天和二年の岩木川堀替え、元禄年間と宝永年間の二度にわたる武家屋敷の郭外移転、寛政改革による藩士土着とその後の城下への復帰によって、城下の景観は度々変更を余儀なくされたが、町屋・武家および寺社の配置は、十九世紀の初頭以後ほとんど変化はなかった。

本稿は右述の弘前城下に住む津輕藩士の生活の実態を、法令の分析を通じて考察したものである。その重要なポイントは、藩から出された法令が藩士にどのように受けとめられたのか、また法令が藩士に対して効果的に適用がなされたか否か、ということである。

そのため、藩士の書き記した日記類を調査したが、「三橋家日記」<sup>(1)</sup>、「葛西彦六日記」<sup>(2)</sup>、「楠美甚之助日記」<sup>(3)</sup>、「家記」<sup>(4)</sup>等を知り得たにすぎず、

いずれも尾張藩士の『鸚鵡籠中記』の如き、世相を赤裸々に書きとめた内容ではない。したがって、法令と日記の記述をかみ合せた考察はできず、多数の法令の分析が中心とならざるを得なかった。史料の限界はあつたのかを把握することは可能であると考えらる。

尚、この考察は「法令より見たる津輕藩の農民の生活」及び「法令より見たる津輕藩の町人の生活」（共に別稿として発表予定）との一連の作業である。

## 一 藩士に対する生活規制

本章では藩士の生活が如何に規制されていたかを知るために、主要法令が出された時期とその背景を藩政の動向を通してさぐつてみたい。

第一に津輕藩では第三代藩主津輕信義（それ以前は史料の欠如で不明）以降、家督相続か又は藩主として江戸から弘前へ初入国の時に「藩士への法度」が出されている。それは幕府の大名統制としての「武家諸法度」

の発布とまさに対応していると考えられることができる。

(一)寛永十一年九月——五箇条<sup>(6)</sup>(三代信義)

信義は寛永八年十三歳で家督を継ぎ、同十年十月江戸より弘前へ入国した際に御国騒動が起り、藩士間の対立動揺を鎮め、藩士への生活の心がまえとしての意味で出されたものである。

(二)寛文元年六月二十一日——十一箇条<sup>(7)</sup>(四代信政)

(三)寛文二年三月——十七箇条<sup>(8)</sup>(四代信政)

信政は明暦二年十一歳で家督を継ぎ、寛文元年六月三日に入国し十一箇条、続いて翌年三月に十七箇条を出し、藩士の衣食をはじめ日常に於ける行動の各方面にわたって規制している。これらは幕府法である寛永十二年十二月十二日に出された「諸士法度」二十三箇条を参照して作成されたものであり、藩政確立への基礎となったのである。<sup>(9)</sup>

(四)正徳元年八月二十六日<sup>(10)</sup>の条——十二箇条<sup>(10)</sup>(五代信寿)

信寿は宝永七年十二月に四十一歳で家督を継いだ。ついで翌正徳元年八月江戸に於いて十二箇条が出され、右の規定の中に衣食住の儉約と武芸等の儉約と奨励が知られる。

ちょうどこの時期は幕府の財政窮乏が表面化して通貨を悪化・増発する悪循環が見られ、五代將軍綱吉の死去から家宣が第六代將軍となり、元禄期の施政の欠陥を修正改善する転換期である。

津軽藩に於いて元禄八年の大飢饉以後、次第に財政が苦しくなっている事が知られるので、正徳元年の十二箇条は右の事情を背景にして信寿の家督相続後、江戸に於いて出されたものと思われる。

(五)享保十五年九月十五日<sup>(11)</sup>の条——五箇条<sup>(11)</sup>(五代信寿)

寛永十一年の五箇条と同じ内容である。これは津軽藩の家督相続をめぐる一大転換期に出されたもので、藩体制維持をはかるための基本法の一つと考えられる。<sup>(12)</sup>

第七代信寧は延享元年八月に五歳で相続するが、「日記」同年九月二十一日の条に、文武の緩みを戒めた御触が江戸で出されていることが記されている。<sup>(13)</sup>

第八代信明以降では、家督相続後か初入国の時に出されるのは、「忠節を怠らず、一生懸命勤めよ」という共通した内容の御自筆、御染筆などという名称のものである。これは第五代信寿時代までの「藩士への法度」と全く異なる。したがって第七代信寧の時代を境として生活への規制が見えず、「藩士への法度」はその性格を異にするように思われる。<sup>(14)</sup>それはただちに次に述べる生活規制が出されているからとはいえず、今後の検討の課題としておきたい。

第二に衣食住を中心とする主な生活規制が、どのような時に出されているかについて考えてみたい。但し規定の内容分析については次章以下で述べる。

「日記」元禄八年十月十九日の条に次のように見える。

(月番家老大道寺隼人宅)

一 於同所御家中之面々相詰、當年就不作於江戸被仰渡候御書付御右筆讀之、右之御書付書通宛大目付神源大夫相渡之、左ニ記之、

(中略)

一 作事繕住居替之儀、堪忍可被成儀者、聊以手を付不申堪忍可仕事、  
一 食物之儀者平生軽く可仕候得共、猶以此以後随分軽く可仕候、振舞夜

會等之儀今來年相慎可申候、不叶子細有之出合候共、一汁一菜外ニ  
かうの物之外出申間敷候、尤吸物肴酒一切停止可仕候、他所之出  
合たりといふ共、一汁二菜外ニかうの物之外者、其客江對し家中之  
訳を断可申候、他客を寄酒不出して不叶訳茂有之候ハハ、是又断を  
申一二遍之外出し申間敷候、肴之儀茂有合之一種出し可申事、  
一衣類之儀ハ猶以來暮迄ハ一切仕間敷候、若不仕候而不叶儀茂候ハハ、  
絹袖木綿之外ハ仕間敷候事、

一家内之祝儀事、或仏事等に不寄、随分輕仕、人を大勢呼申事など一  
切仕間敷候、不叶子細有之候共、今來年之内ハ先江断申急度相慎、  
少之物入茂無之様に可仕候事、

一音物之儀茂侍輩中江ハ堅無用ニ候、若手作物樹木類ハ輕仕候共、其  
外ハ一切仕間敷候事、(下略)      △傍註筆者V

元禄八年以前には、寛文元年六月二十一日の十一箇条、翌年三月の十  
七箇条中に見える衣食その他についての規定、延宝三年三月十一日の衣  
についての規定、<sup>(16)</sup>「日記」元禄五年十一月二十一日の条に見える食と住  
及び冠婚葬祭の儉約についての規定等が出されてはいる。

右の元禄八年十月十九日の条では、衣食住の三つが出揃い、これらと  
冠婚葬祭その他の儉約、即ち最初の整った生活の基本的事項に対する儉  
約の規定である。この年は津輕藩が大凶作に見舞われた時で、藩士に対  
して儉約を求めて出されたものと思われる。

その後「日記」正徳元年八月二十六日の条、同四年十一月一日の条、  
享保九年十月十五日の条、寛延三年八月四日の条、安永六年二月十五日  
の条(此年は衣についてののみ)に元禄八年十月十九日の条より詳細な規

定が見られる。

以上の法令が出された時と豊凶との関係について見ると、元禄八年は  
大凶作、正徳元年豊作(前年も豊作)、同四年天候不順、享保九年豊作、  
寛延三年豊作(前年凶作)、安永六年豊作(前年不作)<sup>(17)</sup>、のように豊作  
の年にも出されており、凶作時に対する儉約を命じたものばかりとはい  
えない。

元禄期は幕府の財政窮乏が始まる時であり、津輕藩に於いても特に元  
禄八年の大凶作は大飢饉の惨状を呈し、藩財政に打撃を与えて財政の窮  
乏化がすすみ、藩士のみならず領民の経済生活を脅かして行く時期であ  
る。

したがって元禄八年以降の法令は、藩財政の窮乏化により、藩士へ生  
活緊縮を求めて出されたものと思われる。但し津輕藩最初の宝暦改革  
(宝暦三年〜八年)期間中に儉約令は出されているものの、元禄八年の  
ような整った形での儉約令が見られないのは、寛政改革と天保改革の時  
期に整備された儉約令(後述)が出されているのに対し、疑問とされる  
ところである。

次に享和三年以降の主な生活規制について見ていきたい。

「日記」享和三年七月十二日の条に左のように見える。  
一今日大目付触左之通、

(中略)

一御家中衣類大身たり共一統鹿服着用可致事、

但禄五百石以上大寄合以上之儀者是迄之通、乍然自立候之品不相  
用、綿服勝手次第随分鹿服可致事、

(一脱カ)

一 祿三百石以上長袴以上之儀統綿服、右ニ準羽織袴等儀結構之品不相用候様、棧留川越平之類より宜品不可相用、且又絹羽織奈良嶋之帷子勝手次第、妻子たり共右ニ随分限より美服堅く可為無用事、

一 祿二百石以上熨斗目以上之儀者一統綿服、下着者郡内絹之外堅無用、羽織たり共紬木綿之外不可相用、袴者棧留小倉夏者川越平郡内平之類、帷子者奈良嶋地布之類、袴者正徳平高宮之類より宜品不相用右妻子共準可申事、

一 右以下御目見以上一統綿服、下着者絹之外堅無用、袴者小倉木綿、羽織者並木綿、夏者紹縮緬之羽織御差留絹羽織、可成丈布羽織相用、帷子者奈良嶋地布之類、袴者正徳平高宮之類より宜品不相用右妻子共準可申事、

一 右之外御目見以下之者馬乘袴不可相用、妻子たり共糸入木綿晒下着帷子并絹類一切可為無用事、

一 御家中諸稽古不断往来之節者絹下着無用、袴へ小倉並嶋之外相用候儀堅無用之事、

一 御家中妻子衣類別而近年美服及増長、右之処より弥増及難儀ニ候旨相聞得候間、以来大身たり共上着絹紬綿服相用可申候、下着者郡内縞絹染之類外堅無用帶腰帶柳樟枝共右ニ準結構之品不可相用事、

一 御家中召仕之男女共大身之召仕ニ而茂寛延年中御触ニ準、帶之外絹類相用候儀堅無用之事、

一 御家中妻子召連候供廻り之儀者、役祿ニ随ひ相減し、召連候儀者勝手次第之儀、

一 御家中常々出會祝儀事たり共、輕一汁二菜不可過候、婚姻佛事たり

共一汁三菜之外可為無用候、尤器物茂近年猥ニ美麗を好奢増長ニ及候旨相聞得候、右鹿菜ニ随ひ縦持来候器物たり共無用、鹿末成器物相用可申事、

一 音信贈答之儀茂明和年中御触之通、親子兄弟叔伯父母舅舅師弟之外可為無用事、

一 盆中踊衣類近年猥ニ美を飾候之儀及増長候旨相聞得候、可成丈小給之輩絹類不相用木綿之類着用いたし候様、美麗之衣服相用候儀決而可為無用事、

一 御家中家居之儀、近年在宅御引上其外転宅之族役祿不相応手広住居之家作之面々茂有之、自然別而勝手方難涉致候儀心得違之事ニ候間、

此末可相成程分限より手狭ニ取建日用随分質素致、常々不用之費より内々不取難涉及ひ不勤之筋茂出来、第一心得違之事ニ候間、

銘々覚悟急度相嗜、随分勤務筋致出情候様、(下略)へ傍註筆者V  
右によれば、衣食住その他生活の基本的事項に対する儉約令であることが知られるが、食と住に比較し衣の規定が詳細である。

「日記」同年八月七日の条に、農民・町人に出されたのが次のように見える。

一 町在浦々之者共奢及増長候ニ付、此度鹿服相用候様申付候処、右より別帳伺之通、

(中略)  
別触書左之通、

(中略)

一 御用達并名主役之者其外、御目見席江罷出候諸町人惣而重立之者た

り共、随分鹿服相用得可申候事、

但上着者木綿之外袖たりとも着申間敷候、尤上着絹裏無用、下着小袖之儀者絹袖太織之類着用御用捨可被仰付候、夏者亭主分ハ小紋絹羽織御用捨、布羽織勝手次第、袴ハ高宮地藤布肩衣紹無用、鍛子相用帷子者奈良縞麻帷子相用、越後<sup>縮</sup>縞之類無用、地布相用候儀勝手次第、冬者小倉袴木綿羽織之外着申間敷候事、右之外一統下着小袖者勿論、一切糸入地合之品着用堅停止申付候、

一上下者一統五郎丸之外絹麻たり共着用停止申付候、

一総而町々妻子共別而近年衣類奢及増長候旨相聞得、此度急度御糺茂可被仰付候得共御用捨被相加、以来衣類奢構敷事無之様、銘々家内之者共江籠服質素申付候之様、依而向後者御用達其外身上柄重立之妻子たり共上着者木綿絹裏無用、下着小袖者染絹太織之類相用可申事、但し絹類ニ而茂下着無垢小袖決而無用、帶腰帶種々之織物相用候之儀無用、縷子琥珀紗綾之外相用申間敷候、幼少之男女絹帶不苦、紗綾縮緬之類相用申間敷候、右ニ準し櫛樟枝過美之品無用、随分鹿末成る品相用可申事、

右之外一統下着共木綿着可申候、帶者糸入木綿相用候儀者御用捨、骨櫛樟枝無用、木櫛相用可申事、

但夏帷子奈良縞麻帷子相用、紹帷子等堅停止申付候、

一盆中踊衣類近年別而過美を鏘、無用之費を不厭一統絹類相用得候旨粗相聞得候、以来木綿之外袖口裾廻迄絹相用候儀堅停止、小兒たり共絹類相用申間敷候、若是まて之通与相心得絹類着候者於有之者、役筋之者名前相糺申出候様申付置候間、於相頭者其親々者勿論、当

人急度御糺明可被仰付候、在々九浦共同様可被相心得候事、

一近年岩木山參詣之節、町在浦々之者共色々衣類を取捨、絹類相用得美を鏘罷越候旨相聞得、前々右林之衣類着候儀停止申付候処、不相守不届之事ニ候、以来町在浦々共地布之外可成丈木綿等迄着不申候様、銘々不用之費を不相厭心得違之事ニ候、是等之儀者町在共其向々支配頭より能々申含候様可申付候、若又是迄之通与相心得違背之者於有之者、急度当人者勿論、支配頭迄越度可申付事、

一在浦々共御目見席江罷出候者并重立之者共者、弘前町々重立之者与衣類同様其外一統股引迄木綿可成丈無用、地布相用可申事、

一町々召仕手代共之儀者、先年御触之通衣類相守り、冬者上張浴衣、

夏ハ单物地布之外堅着不申候之様、羽織者夏冬とも停止申付候、

一出会等之儀者先年書付を以申付候得共、近年猥ニ奢、器物ニ至迄右奢ニ準、色々美麗を尽し候儀粗相聞得候、急度先年申付候通向後相守、重佛事婚姻たり共一汁二菜ニ不可過候、随分鹿菜を相用奢構敷事無之様、町在浦々共一統支配頭ニ而精々制法相立、後々不取戻候様嚴重ニ可申候事、

一家具并酒器等近年甚以美麗之諸道具、不断出会ニ茂右林奢之風俗ニ相成候旨相聞得候、銘々身上之手薄ニ相成候事茂不相弁以之外之事ニ候、急度向後持来之諸道具に而茂、結構之品不相用、鹿末之器物相用得可申事、

一町在浦々共、湯治先ニ而衣類諸器物等迄鹿末之品相用得候様、先年茂申付候処、近年猥ニ奢美服美好を尽し候之旨相聞得候、以後急度先年申付候通鹿服奢構敷事無之様、遊山芝居江罷越候儀茂同断、急

度相守無益之費無之様可申付之事、

一家居之儀茂重立之者迄茂銘々商売方并用之任居之外無用之任居相省、  
分限よりハ手狭ニ奢構敷任居は堅停止可申付候之事、

一町々九浦共商売方一統奢之風俗ニ随ひ、呉服物其外美麗之織物諸器  
物、惣而下駄草履之類ニ至るまで、過美結構之品買下致売買候儀粗  
相聞得候、必竟奢ニ随ひ高金茂不厭結構之品計致売買候故、高金を  
不厭奢ニ随ひ買調候者茂数多有之候、依而当年之儀者最早買越品茂  
船着之事故、夫々売買茂可有之候間、当年之処者は迄之通売買勝手  
次第、明年より右鉢之品商買方急度停止申付候、若当年右鉢結構之  
品売残共明年より商売停止申付候、明年ニ至り過美之呉服もの其外  
諸器物等商売いたし候者於有之者、取押之上急度御糺明可被仰付候、  
右鉢結構之品他より買下ケ高直之商売ニ随ひ、御国産之諸色迄近年  
狼ニ高直ニいたし商売候事相聞得候、向後急度先年書付を以申付候  
ケ条之趣并ニ此度改而申付候趣共相守り、家業かた精勤いたし候之  
様申付候、其向々支配頭ニ而端々之者まで茂不洩様嚴重可被申付候、  
以上

八月

右の史料も衣についての規定が食と住に比較して詳細である。

以上示したように、藩士に対する「日記」享和三年七月十二日の条、  
農民・町人に対する「日記」同年八月七日の条に見える両規定は、それ  
ぞれ対象が異なるので、その規定内容も異なるのは当然であるが、ほぼ  
同時期の領内支配のために出された一セットとして考えることができる  
であろう。

その後幕末までに出されたものを拾ってみると左の通りである。

「日記」文化四年十二月十五日の条（衣食その他、藩士・農民・町人  
対象）、文化八年九月一日の条（衣食住その他、士・農・町対象）、文  
政十年十二月二十八日の条（衣食その他、士・農・町対象）、天保十年  
十月十日の条（衣食その他、士対象）、天保十二年十二月二十九日の条  
（衣その他Ⅱ士対象、衣食住その他Ⅱ農・町対象）、嘉永六年十二月十  
一日の条（食その他、士対象）、同年十二月十七日の条（衣食その他、  
農・町対象）、同七年一月二十四日の条（食その他、士対象、同六年十  
二月十一日の条とほとんど同じ）である。最後の嘉永六年の両規定は、  
享和三年のものと同様一セットとみてよいと思われる。

かくて享和三年、文化四年、同八年に出されたものは、天明の大飢饉  
後の領内復興のために藩士土着制を中心とした、天明四年から文政八年  
にかけて実施された津輕藩の寛政改革の一環としての儉約令であり、ま  
た蝦夷地警備（警備に対する功賞として文化五年に十萬石に高直りとな  
る）に伴う費用は藩財政を著しく圧迫し、それに対する儉約令であつた  
と考えられる。

天保十年、同十二年、嘉永六・七年に出されたものは、天保の大飢饉  
後に於ける藩財政の窮乏から脱却のために、天保十年に始まる津輕藩の  
天保改革の一環としての儉約令と見てよいと思われる。

これまで指摘したそれぞれの年に出された生活規制には、衣・食・住  
のすべてについての規定が常に揃ってはいないが、衣が食と住に対する  
よりも詳細であることは、藩士・農民・町人宛共に共通している。

食については、具体的に料理の内容が時と場所に関係なく目に見える

というわけには行かず、食事の規制では身分を区別しがたい点がある。住は弘前城下においては、侍町・町屋と分かれており、身分以上の家は翌日すぐ改築など変更できず、身分秩序、藩士間の階層秩序の維持には衣のように効果的ではなかった。

右の両者に比較して衣は容易に着色の変更が行われやすく、また人の目にふれるもので身分差も不分明になりやすかった。そのため衣服を身分ごとに統制することによって、藩士・農民・町人の身分制度の維持をはかると共に、それぞれの身分内の階層をも秩序づけようとしたもの<sup>(18)</sup>であり、それは封建社会の秩序を保つために効果的であったといえよう。

以上のことから、享和三年以降に出された生活規制は、藩財政の窮乏に対する儉約の徹底と身分秩序の維持をはかるためのものと考えられることができる。

## 二 衣について

江戸時代を通じて一般的に武家の服制として、礼服には束帯・衣冠・直垂・狩衣・大紋・布衣・素襖等の種類があり、將軍はじめ大名その他の武士まで、身分と行事内容に応じて着用されていた。

武士の通常の礼服としては、①長袴（長上下）——肩衣ハ袴の上下、色を異にしたものV・長袴ハ引きずるように長い袴Vを使用、②半袴（半上下）——肩衣・半袴ハ裾を足首までの長さにした短いものVを使用、③継袴（継上下）——肩衣と半袴の色が異なるもの、以上三種類である。

公式勤務の時には半袴と略服として継袴を着用し、日常家庭にあったり、くつろいだ時の平服には、「袴をぬぐ」という諺通りに小袖に袴、または小袖の着流しとなり、時には羽織を用いたりした<sup>(19)</sup>。

最初に津軽藩の正月行事、特に一日・四日・七日・十一日・十五日に於ける登城を許された藩士の服装について述べてみたい。「日記」によって整理すると左のようになり、大体の傾向を知ることができよう。

○正月一日（藩主、諸神仏拝礼。藩士登城年賀）<sup>(20)</sup>

元禄十年（藩主在国）——熨斗目長袴（長柄奉行以上）、熨斗目

半袴（寺社奉行・馬廻番頭）

享保二年（藩主在府）——熨斗目半袴（目見以上）

宝暦三年（藩主在府）——熨斗目半袴（目見以上）

文政十一年（藩主在国）——熨斗目長袴（長柄奉行以上）、熨斗

目麻袴（番頭以上）、木綿服麻袴（右以下）

右によれば、上級藩士に限られるが、元旦の年賀では熨斗目長袴・熨斗目半袴の着用が見られ、藩主在国の年より不在の年の方が幾分簡略であったことが知られる。なお、享保二年（元年凶作）と宝暦三年（二年豊作）は「熨斗目半袴」とあり、年の初めの重要な儀式には、服装に対する凶作の影響はないようである。

○正月四日（御用始め、掃除始め）

享保二年——熨斗目長袴（年男・留守居組頭）、常服半袴（御小

姓組・御中小姓、御小姓組頭・御見小姓頭・御中小姓頭のうち

一人、当番の御目付）、平服麻袴（掃除見分の用人・大目付）

宝暦二年（藩主在府）——右とほとんど同じ（略）

文政十一年——「四日御箒初に付、罷出候御用人并大目付常服麻上下」とある。

文政十一年は簡略すぎる右の記載だけであるが、享保二年と同じであろうと推定する。したがって藩主の在府在国ともに同じように思う。

○正月七日（七草のお祝い）

享保二年——常服半袴（藩主の一族、家老・用人・大目付）、常服麻袴（城中の諸番人）

宝曆三年——右とほとんど同じ（略）

文政十一年——熨斗目麻袴（家老・用人）、常服麻袴（大目付）

藩主在国の文政十一年より、前二者の方が簡略な服装である。

○正月十一日（具足開き、作事方手斧始め）

元禄十年——熨斗目半袴（御番頭以上）

享保二年——常服袴羽織（城中の諸番人）

文政十一年——熨斗目半袴（御番頭以上）、常服麻袴（当番か用事があって出仕する者）

藩主在国の元禄十年、文政十一年は熨斗目半袴であり、在府の享保二年は日常着る簡略な羽織袴である。

○正月十五日（月次の御礼日）

享保二年——「御定之通小袖木綿麻上下勝手次第着之、熨斗目者着不申候」とある。

宝曆三年——常服半袴（出仕の者）

文政十一年——木綿服麻袴（目見以上）但し、熨斗目麻袴（用人以上）、常服麻袴（大目付）

右によれば、それぞれの年によって異なるが、在府の享保二年、宝曆三年が簡略である。

以上、正月の公式行事のために登城する際の藩士の服装は、慣例ではぼ定まっていたことはいうまでもないであろうが、藩主が江戸在住で弘前城が留守にあたる年は、多少簡略であったことは共通しているといえよう。

次に日常の勤務に於ける服装について述べる。藩士は身分に応じて、<sup>(21)</sup> ずれかの役職につき勤務したが、毎月一日が月次（並）の御礼日であった。<sup>(21)</sup>

「日記」宝曆六年十一月十七日の条に次のように見える。

一月並出仕登城之面々、已来御目付以上麻上下着用、右以下裏付上下致着用候様被仰付之候、右之通惣触申付之、

月並は月例拜謁ができる御中小姓以上の藩士をさす<sup>(22)</sup>が、右によれば、その中でも目付以上は麻袴（半袴と同じと思われる）を、それ以下は裏付袴を着用すべきことを申し付けられている。

「日記」明和五年十一月二十九日の条によれば、  
（上略）

寛

先達而御家中表方諸士、式日一統麻上下着用被仰付候得共、月並出仕之面々者是まで之通麻上下着用、右以下継肩衣麻上下勝手次第致着用候様被仰付候間、此旨向寄可被申触旨御目付江申遣之、  
これは月並以上は麻袴を、それ以下は継肩衣（継袴と同じと思われる）と麻袴のどちらを着用してもよいことが知られる。



さらに「日記」文政八年三月四日の条には、

一今日大目付触左之通

覚

御用之儀有之候間、明後六日御目見以上之面々、麻上下ニ而五半

時已前登城被仰付候、此旨可被申触候、以上、

三月

大目付中

とあり、目見以上は麻袴で登城すべきことが命じられている。

二・三の例を上げたにすぎないが、「日記」の分析によつて文政八年までは登城に際して麻袴の着用例が圧倒的に多い。

文政八年以降幕末までの傾向を指摘すると次のようになる。

「日記」文政十年十二月二十八日の条に左のように見える。

一今日大目付触左之通

覚

(中略)

一平日出仕之面々、是まで長袴以上肩衣着用被仰付罷有候得共、格

段御省略中此節より大寄合格以上着用、右以下勝手次第被仰付候、

(下略)

右によれば、これまでの日常の勤務では、長袴以上(長柄奉行以上の役職)<sup>(23)</sup>が肩衣(継肩衣のことと思われる)を着用していたが、今後は大寄合格以上の者が肩衣を着用し、それ以下の者は肩衣着用を強制せず自由となった。

「日記」文政十三年三月三十日の条には、

一今日大目付御目付御側役江相渡候書取左之通、

此度御目付以上継肩衣着用被仰付候処、江戸表御同様独礼以下朔

望継肩衣着用被仰付候間、演説いたし置候様、

三月

と見え、拜謁形式が独礼の者(長柄奉行以上の者)<sup>(24)</sup>以下は一・十五日

(月次御礼日か)には継肩衣着用を命じられている。

さらに「日記」天保六年三月十六日の条に、

一御家中着服之儀、以前之通式日独礼以上麻上下着用、平日御目付以上継肩衣着用被仰付候義、去月十七日御目付触被仰付之、

(傍点筆者)

とあり、「日記」安政六年五月二十四日の条には左のように見える。

一平日肩衣着用之儀、大寄合以上ニ候得者、御家門之面々并禄八百石

以上之族、不拘御役肩衣致着用候様被仰付候間、御自分共より夫々

申通候様御目付江申遣之、

右によれば、日常の勤務では大寄合格以上は肩衣の着用であったが、

今後は御家門(藩主の一族)及び役高八〇〇石以上の者即ち家老クラス

も肩衣着用となっている。したがって、日常の勤務に於いては文政八年

以降は継肩衣(継袴)着用への傾向が見られるということである。

以上のことから、対象が御目見以上の藩士とはいえ、日常勤務の服装は麻袴(半袴)から略装の継肩衣(継袴)着用へと変化してきていくとはいえよう。それは津軽藩の寛政改革(天明四〜文政八年)にもかかわらず、藩財政は次第に窮乏化し、藩士の生活困難への傾向が、服装の面にも反映しつつあることを示すものと考ええる。

第三に凶作飢饉の非常事態に於ける服装について藩当局ではどう対処したか、「日記」元禄八年十月十九日の条に左のようにある。

(月番家老大道寺半入宅)

一 於同所御家中之面々相詰、当年就不作於江戸被仰渡候御書付御右筆読之、右之御書付壹通宛大目付神源大夫相渡之、左ニ記之、

覚

(中略)

一 衣類之儀ハ猶来暮迄ハ一切仕間敷候、若不仕候而不叶儀茂候ハハ絹  
紬木綿之外ハ仕間敷候事(下略)、  
(傍註筆者)

これは元禄八年の凶作の際に出されたもので、具体的な服装の内容が不明であるが、今年中は新調しないこと、やむを得ない場合には生地は絹・紬・木綿以外認めないというものである。

「日記」天保五年九月二十九日の条には、

一 昨年御省略ニ付、凡而御目見以下之者共、勤所ニ而無袴勝手次第被仰付候得とも、去八月以前之通相心得候之様被仰付候間、此旨可被申付之旨、頭々江申遣之とある。

右の「昨年御省略」は天保四年の大凶作による儉約を意味し、その時には御目見以下の者が袴を着用せずに勤務することを許されていた。

「去八月以前之通相心得候」によって、服装も元に戻したことが知られるが、天保五年は大豊作になったからと思われる。このように断片的に知り得るだけであるが、非常事態に対応した藩士の行動を推測できよう。

最後に寛文期から幕末期まで年代を追って、生地を中心に衣服統制を考察する。

寛文元年六月二十一日に出された十一箇条の第五条に「一衣服之事、百石より以上向後絹紬木綿可着之、百石以下は可為木綿、此外堅停止」とあり、役高一〇〇石以上の藩士は衣服材料として絹・紬・木綿の三種類の使用が許され、一〇〇石以下は木綿のみに限られている。

「日記」正徳元年八月二十六日の条に次のように見える。

覚

一 先年於御国御家中一統ニ木綿着用仕候得共、其以後三百石以上絹布着用之義勝手次第着用可仕之旨被仰出之候、先達而紗綾綸子縮緬之類者、千石以上六十以上より着用可仕旨被仰出候、然処近年追日諸事結構ニ仕、剩小身之侍茂紗綾縮緬着用仕候、向後紗綾縮緬之類於御国ハ千石以上御側御用人以上之外者堅停止、縦有来候与いふ共右之以下之面々ハ於江戸ニハ格別、於御国元ニ着用仕候之事無用ニ被仰付候、若着用いたし候もの有之候ニおゐては、御僉議之上急度可被仰付事、

一 御側御用人以下之面々ハ三百石以上たりといふ共、絹紬之類勝手次第着用可仕候、下着之儀淺黄を着候義、大目付以下ハ堅停止之事、

(中略)

一 御家中之妻子近年別而不応分限に過美ニ相聞候、向後羽二重絹紬等可着之、三百石以下之妻子者木綿着用可仕候、縦有来候与いふ共不可用之事、(下略)

これは衣食住を中心とした内容の儉約令の「衣」についての部分である。先年(いつかは不明)藩士一同に対し木綿の着用を命じたが、此度は紗綾・縮緬等の着用は役高一〇〇〇石及び側用人に、絹・紬等は三

〇〇石以上の者に認めるといふものである。また三〇〇石以下の妻子は木綿の着用とあるのは、三〇〇石以下の藩士も木綿着用と解釈できよう。以上の事から役高により生地の使用に区別があったことは、藩士間に階層秩序が存在したことを示すものといえる。

その他「日記」正徳四年十一月一日の条、享保九年十月十五日の条にも衣食住を中心とする一連の儉約令が見られるのは、正徳・享保期の所謂正徳の治、享保改革の影響もあつたのではないかと考へる。

「日記」寛延三年八月四日の条に「一衣服之儀、前々御定有之候得共、今般別而儉約被仰出候付、三百石以上之面々たり共、綿服を用候儀不苦候、妻子之衣服是又可為同然候（下略）」とあり、寛延二年の凶作に対し、今年は大豊作となつたが、これまでの藩財政の窮乏と去年の凶作の影響を考慮して、役高三〇〇石以上の藩士に木綿の着用を奨励したものである。

「日記」明和五年三月九日の条によれば、

一御儉約に付御家御書付、今日一役壹人江御家老中御渡被成候左之通、

覚

一此度敷數御儉約被仰出候に付、七ヶ年之間左之通被仰付候、  
（中略）

一御家中衣類者、大身たりとも一統綿服用、羽織袴等茂随分鹿服  
相用可申事、

一御家中妻子之衣類茂五百石以下綿服用可申候、五百石以上茂綿  
服勝手次第随分鹿服用相用可申事、（下略）

上級藩士を含めて藩士一同が木綿の衣服を着用することを命じられた

のは、すでに「日記」正徳元年八月二十六日の条に「先年於御国御家中一統ニ木綿着用仕候得共」とあるように、正徳元年以前であるが、年月日が明確に知られるのは右に示した明和五年が最初である。

第一章で述べた「日記」享和三年七月十二日の条では、役高三〇〇石以上、長袴以上の者は木綿の衣服を着用し、羽織袴等は上等な品を用いず、棧留・川越平等より良いものを使用しないこと。二〇〇石以上、鬘斗目以上（目見以上）は木綿、下着は郡内絹、羽織は袖と木綿、袴は棧留・小倉で夏は川越平・郡内平などの使用。帷子は奈良編等より上等品を用いないこと。右以下御目見以上は木綿、下着は絹のみ、袴は小倉木綿、羽織は並木綿、夏はなるべく麻布の使用。帷子は奈良嶋等の類を用いること。このような内容を中心とする詳細な規定であるが、木綿が奨励されている。

その後すべての藩士が木綿の衣服を着用することを命じられた規定は、「日記」文化四年十二月十五日の条、同八年九月一日の条、文政十年十二月二十八日の条等に見え、儉約の徹底化がはかられている。また同時に享和三年七月十二日の条と同じような、役（禄）高等に応じた生地の使用についての詳細な規定もみられることが共通している。木綿の衣服統制は藩士間の階層秩序を維持するための対策であつたと考へる。

八戸藩（寛文四年盛岡藩より分立）でも儉約令はしばしば出されているが、すべての藩士が木綿の衣服着用を命じられたのは、「八戸藩日記」宝暦五年九月二日の条に見え、やはり藩財政の窮乏に直面していたからであらう。<sup>(27)</sup>

なお付記しておくが、衣服は季節に合わせて着用されていたのはいうま

でもないが、「四季衣服定并色々留帳」<sup>(28)</sup>に左のように見える。

### 着服式

- 一 四月朔日より五月四日まで 袷
- 一 五月五日より八月晦日まで 帷子
- 一 九月朔日より同八日まで 袷
- 一 九月九日より三月晦日まで 綿入
- 一 九月朔日より五月四日まで 裏付袴
- 一 九月十日より三月晦日まで 足袋

但長袴着用之節へいつ而も相用得不苦(下略)

これは幕末に出された規定といわれるが、季節によって着替えていたことを示す一例であろう。

### 三 食について

全国的に見ると大名に近いレベルの上級武士とは別に、中・下級武士は米七分・麦三分ほどの麦飯を食べていた。家計はかなり初期から慢性的な赤字状態に陥っていた者が多く、切り詰められる皺寄せを受けやすいのは食生活である。

そのため、屋敷の裏庭を畑にするなどして、副食品の自給自足をほめる場合が多くなっていった。幕末になるとさらに困窮さを増し、質入れや内職をして食料を得なければならぬ者が多くなった。子供の多い下級武士はさらに大変で、内職に精を出して麦や粟を買い、辛うじて一日一日を糊する状態になったのである。<sup>(29)</sup>

津軽藩士(法令に「御家中」と表現されており、ここでは階層差にこだわらずに論を進めることにする)の食生活については、具体的な記録がなく、ほとんど不明といつてよいが、平日・会合・婚礼仏事、役人に対する賄の場合に分けて述べる。

平日の食事では、『津軽家御定書』寛文八年三月二十二日の条に「<sup>(30)</sup>断之振舞には、一汁かうのもの共に三菜たるへき事」とあり、「日記」享保九年十月十五日の条には「常々食は一汁一菜」と記されているが、<sup>(31)</sup>兩年とも凶作ではなかった。宝永期頃の記録に、飲食は粗末なものを用い、黒米(玄米)に鏡汁(実をいれない味噌汁)だけで済ました、と見えるのは、最も切り詰めた時の食事と思われるが、一汁一菜一汁三菜の規定は、右の実態とそんな隔はなかったであろう。

八戸藩の「八戸藩日記」元禄十五年三月十三日の条にある家中儉約令の中に「食物朝ハ何様之糧食成とも晩ハ何粥にても為給、飯米延候様に可致事」とあり、同日記宝永四年十月十七日の条に「凶年付御家中下々朝は糧食晩ハ何粥にても為給、昼食ハ働不仕節ハ為給申間敷事」と見える。八戸藩では前者は元禄十四年の凶作のため翌年春に出された儉約令による、<sup>(34)</sup>後者は凶作年の儉約令による食事の規定であり、両者の史料に見える「糧(糧)食」とは米と雑穀の混食のことで、なるべく米を食いつなぐ工夫が見られ、後者では働かない時は昼食をとらずに朝夕の二食で我慢させている。両藩の同じ年の史料による比較ではないが、津軽領に対し、東風の強い南部領(盛岡・八戸藩領)の農業生産力の低さが影響して一日に二食となっているのであろう。

次に会合・来客があった時の食事では、「日記」元禄五年十一月二十

一日の条に「(上略)不寄合して不叶節ハ一兩輩出合候共一汁二菜ニ不可過事」とあり一汁二菜である。その他に宝永三年十二月、<sup>(35)</sup>「日記」正徳元年八月二十六日の条、同四年十一月一日の条、享保九年十月十五日の条、享和三年七月十二日の条、文化四年十二月十五日の条、同八年九月一日の条、文政十年十二月二十八日の条に見える。一汁二菜一汁一菜は「日記」元禄八年九月二十八日の条、同年十月十九日の条、寛延三年八月四日の条に見えるだけであるが、元禄八年は大凶作、寛延二年は凶作であつた。<sup>(36)</sup>一汁一菜は「日記」天保二年四月十三日の条に「平日大勢之出会可為無用候、惣而膳等差出候とも一汁一菜ニ可限候、勿論酒肴多取陳候儀者堅く停止、軽き一種ニ不可過候」とあり、その他には「日記」天保十年十月十日の条、同十二年十二月二十九日の条、嘉永六年十二月十一日の条に見える。

右のことから一汁二菜の場合が多く、天保以後は一汁一菜へ変つてきたのは、藩財政の窮乏が藩士への財政を圧迫して食事にも反映したものであろう。

第三に婚礼・仏事に際しての食事では、『津軽家御定書』寛文八年三月二十二日の条に、<sup>(37)</sup>「饗応・嫁娶・珍客之刻は、一汁五菜かうのもの共・酒三献・肴二種替たる盃出候事無用、後段停止併品によるへし」とあり、「日記」正徳四年十一月一日の条に「(上略)佛事婚礼之節者、二汁三菜に過へからず、他所より之客有之、御定之饗応にて難成候ハハ、其旨御目付江相断可任差函事」と見え、「日記」寛延三年八月四日の条も二汁三菜である。「日記」正徳元年八月二十六日の条に左のようにある。

(上略)一近年御家中之婚礼不応分限結構ニ相聞候(中略)料理之儀

二汁五菜不可過候、勿論嶋台木具等之類堅停止之、其外之祝儀事出會之節料理輕く二汁三菜ニ不可過事、

一佛事之儀分限ニ応し随分輕く可仕候、是以料理一汁五菜ニ不可過之事、

右によれば、婚礼の時は二汁五菜一汁三菜、仏事に際しては一汁五菜と區別している。

「日記」明和五年三月九日の条に「(上略)婚姻仏事たり共一汁三菜之外為無用事」とあり、「日記」享和三年七月十二日の条、文化四年十二月十五日の条、文政十年十二月二十八日の条にも、明和五年のものとは同文で一汁三菜と見える(宝永三年十二月にも一汁三菜とある)。<sup>(38)</sup>

「日記」文化八年九月一日の条では「御家中ニ而婚姻仏事始常々出会等迄一汁二菜、酒肴菓子とも右ニ準手輕いたし、数品取揃差出候儀無用被仰付候(下略)」とあり、「日記」嘉永六年十二月十一日の条には、一汁二菜とあるが、その次に「取肴之儀者、禄五百石御役大寄合以上五種、右以下一統三種之事」と見え、取肴について階層差があつたことが知られる。

『弘藩明治一統誌月令雜報摘要抄』<sup>(39)</sup>に、文政期に於ける四民の年越の料理が記されている。四民とあるので藩士に限らないが、弘前城下の家庭の祝膳であり、整理すると次のようになる。上流家庭では

皿―鱈、鱈の焼物或は金頭魚

平―水豆腐、蒟蒻、日和貝或は帆立貝

汁―水豆腐

小皿―鮑或は生海鼠、保夜、<sup>(40)</sup>鱧小串

中流以下の家庭では

皿―大根鱈に鮭塩引或は鱒

平―人蔘、氷豆腐、午莠、鮭塩引或は鱒

汁―銀杏、大根、田作魚(こま魚)

小皿―鱈の子芹和合、午莠の田麩(こくんと)、田作魚入れ黒大豆

であり、飯と酒がつく。年越の祝膳と結婚の祝膳は異なるであろうが、

一汁二菜―一汁三菜の規定と実態はこのようなものであろうか。

以上のことから婚礼・仏事の時に、藩政中期までは二汁五菜と二汁三菜であったが、藩政後半期以降は、宝暦改革にはじまるその後の改革にもかかわらず、藩財政の窮迫は藩士の生活を圧迫し、一汁三菜と一汁二菜へと儉約が一般化し、藩士の生活を追い詰めていったのである。

八戸藩では「八戸藩勘定所日記」元禄八年六月十一日の条に一汁三菜、(40)

「八戸藩日記」宝永四年十月十七日の条に一汁三菜、同日記享保八年六

月二十九日の条に婚礼・仏事共に二汁三菜、同日記享保九年十二月十日

の条に二汁三菜と見え、一汁三菜と二汁三菜程度で料理の具体的内容は

不明であるが、津軽藩と大差はなかったように思われる。これは盛岡藩

でも同様の傾向を指摘できる(『藩法集』9 盛岡藩 上・下 創文社)。

最後に役人が用事のため、弘前城下から農村に出かけて行った際の役人に対する村の賄いを見てみよう。

寛文四年九月二十一日に次のようにある。(44)

一看物 一種 一あへ物取合 一汁

酒は一切出し申間敷

一下部は塩鱒一種 一汁 (下略)

右によれば一日の内での食事か不明であるが、宿泊の記事もなく、昼食の献立かと思われ、また役人は身分によって食事が異なっていたことが知られる。

幕末になるが、「日記」弘化三年十二月二十一日の条によれば、左のように記されている。

(上略) 覚

在浦々江罷下候諸役人賄方之儀、兼而被仰付茂御座候得共、近年凶歳後在方難波今ニ立直不申候間、去ル文政十一子年御触出被仰付候表、又々御触出被仰付度左ニ

御用人以上朝夕

一皿 坪汁 飯 香之物膳之脇江添

右同昼

一皿 香之物汁 飯

但夕計手輕之躰肴式種ニ而酒差出候様

山奉行以上朝夕

一皿 香之物汁 飯

右同昼

一皿 一方香之物汁 飯

但夕計手輕之躰肴式種ニ而酒差出候様

御目見以上朝夕

一皿 之内一方香之物汁 飯

右同昼

一皿 之内一方香之物飯

但夕計膳之上ニ而酒差出候様、尤宿繼之儀者、往来繁雜之趣相聞得候之間、御目見以上ニ而茂酒差出不申、随分手輕ニ取扱候様、

御目見以下一統下部迄朝昼夕共

一皿之内一方飯香之物

但皿平共塩肴干肴ニ限

但御目見以下一統下部迄酒差出不申候様、乍去其村御用柄ニ而罷越候分者時宜ニ寄取扱候様、以上、

この史料は藩当局へ申請したもので、許可されたとは見えないが、おそらく申請通りに承認されたものと推定する。したがって、上役は「用人以上」、下は「御目見以下一統下部」とあるように、出張した役人の身分差によって食事内容が異なっていた数少ない例であるが、まったく質素な食事であったことが知られる。既述の会合の際に於ける食事の規定は一汁二菜一汁一菜であったが、その実態を右の史料はある程度示しているように思われる。一方、農村に出向いた役人に対し、農民が手心を加えてもらうために必要以上の御馳走をしていたことも事実で、そのような行為を禁じていることが「日記」に散見する。

以上述べたことから、藩士が食事の規定通りに実行したかどうかは不明な点が多く、又規定と実際の食事とは異なっていたとしても、断片的な規定を通してではあるが、かなり質素であったといえよう。

#### 四 住について

武家屋敷には冠木門があり、そこが入口である。屋敷の面積と家屋は

身分による広狭の制限があつたことは云うまでもない。下級武士の住宅は玄関がなく、台所から出入するのが特色であつた。屋根は避遠の地の城下町では、幕末まで茅葺・板葺・藁葺が多かつたと思われる。このような景観は程度の差こそあれ、どこの城下でもほぼ共通していた。<sup>(45)</sup>

津軽藩では寛政十年の「家作建坪御定」<sup>(46)</sup>によると、

五〇坪 高二〇〇石

四〇坪 同一五〇石

三〇坪 同一〇〇石

二五坪 同五〇石

二〇坪 同右以下

とあり、役(禄)高による標準が示されている。宝暦期の「御家中屋舗建家図」<sup>(47)</sup>から作成した「諸士屋敷建家坪数の内訳」<sup>(48)</sup>(五八表)によれば、城下に住む藩士の総屋敷数一〇六九軒(総屋敷一一八九軒より、不明・明屋敷等一二〇軒を除く)のうち、建家坪数が七一坪以上が九一軒であるのに対し、三一坪一五〇坪が三二二軒で、年代が少し後になるが「家作建坪御定」に見える一〇〇石一〇〇石取の者に該当する。五一坪一七〇坪の一二六軒を加えた四三八軒がおおむね中級藩士であろうか。

門の構造については記録はなく不明であるが、前出の「御家中屋舗建家図」の記入においては記号が定かではないが、上級藩士の屋敷に見える長屋付属の門や境界から深く後退して表示された門は、少なくとも屋根を有していたものであると推察することはできる。しかし、その他の柱二本の表示による中・下級藩士の屋敷門はその形と当時の格式とから考え合せると、冠木門形式のものと解しておくのが妥当である。<sup>(49)</sup>

屋根については、「日記」享保九年十月十五日の条に見える儉約令の中に、「(上略)或は葺ぶきを用、或は土屋根をいたす事尤なるへき事」とあり、茅(萱)葺屋根のほか土をのせた屋根があったことが知られるが、おそらく板葺屋根の上に土をのせたもので下級藩士の家屋であろうか。「日記」嘉永二年十一月二十四日の条にある御目付触に「(上略)為手入高百石ニ付、葺五千枚木舞百本之割合を以拝借渡被仰付候(下略)」と見えるが、葺五千枚から中級藩士の葺葺屋根の家屋を推定できよう。右述のように建坪、門の種類、屋根を葺いた材料について見てきたが、地震による倒壊、火災による焼失等で修理や建て替えが行われ、新築もあつたはずである。

宝永期頃の記録に「(50)家居は陣小屋なりと心得るなとて飾に心を盡さず丈夫にして風雨を凌ぐを以て足れりとするなり」とあり、藩士は質素であるべきだという心がまえが述べられている。

家屋についての規定をほぼ年代を追って見て行くと、「日記」元禄五年十一月二十一日の条に左のように見える。

一御領分不作ニ付被仰渡之御書付、今日大目付於佐藤源太左衛門宅、夫々相渡之御書付左ニ記之、(中略)

一家作仕候共、分限より輕可仕事、尤差延候儀罷成候ハハ相延可申事、(下略)

右によれば、身分に定められている以下の家を建てること。また今年是不作のため、建築延期が可能ならば延期せよというものである。「日記」元禄八年九月二十八日の条には、家は建築しないこと。どうしても建築延期ができなければ、それぞれの支配頭の指図によれと見える。同

十月十九日の条では修理、建て替えは可能な限り我慢せよと記されている。これは元禄の凶作・飢饉の非常事態に対処して、藩士に儉約を命じたものである。

「日記」寛延二年十一月二十二日の条に、

一作事方破損所有之、難捨置場所所有之候共繕不被仰付候、併外厩屋根太へつゝ等之儀者格別候事、(傍註筆者)

とあり、破損しても修理を我慢せよ、但し外厩の屋根やかまどの修理は認めるという内容である。「日記」翌年八月四日の条では家屋の修理は軽くすませ、目立つ家屋は建てず、無駄な費用をかけるなどある。これは第一章で述べた衣食住を中心とする生活規制の一つで、収獲前のため昨年の凶作の影響がまだ残っていることが知られ、両史料とも凶作の影響による儉約令である。

「日記」正徳元年八月二十六日の条にある儉約令の中に、

一御家中之居宅分限を越結構ニ仕候、向後勝手成績候ものたりといふと茂、面々之分限相応より軽く可仕候、御役儀ニ付軽く難成面々ハ御家老江相窺可任差圖ニ之事、

とあり、身分以下の家屋を建てるのを原則とするが、そのように出来ない者は家老の指図を受けるようにするのである。「日記」同四年十一月一日の条にも身分以下の家屋を建てよとあり、「日記」享保九年十月十五日の条では、身分以下の建物とすることを宗とし、費用をかげずに修理することを命じられている。「日記」天明二年四月二十九日の条によれば、取りこわしや修理の時、特に取りこわしの場合には役柄不相応に大きくこわしている。すべて伺を出し指図を受けよとある。大きく取



りこわすのは、より大きく建築することが見られたからであらうか。正徳元年・同四年・享保九年は豊作で、天明二年四月は前年の豊作により凶作の影響はまだない。

「日記」明和三年三月十一日の条に次のように見える。  
一今日惣触左之通

覚

此度之地震ニ付、御家中町在共大破之家々追々作事有之候、此節之儀故、諸山柚入申付木柄差支無之様被仰付候得共、元来伐盡之諸山往々木柄不足相成、諸人可及難儀候、依之此度より新規作事繕等応分限是迄之建家半分之心得ニ而可成程手軽作事致候様、(下略)

これは明和三年一月二十八日の大地震から復興のため、藩士のみならず農民・町人等を対象としたもので、木材も不足の折から、身分相応にこれまでの家屋の半分に縮小する気持で建築や修理をするよう命じたものである。

かくて、豊作年・凶作年であれ、また災害からの復興に際しても、藩士に対し身分に定められたより以下の家屋を建てるか修理するよう儉約を命じているのは、第一章で述べたように、元禄期からすでに藩財政の窮乏化が進んでいたからであった。

「日記」嘉永二年五月二十七日の条に次のように記されている。  
一今日御目付触左之通

覚

御家中并諸組諸支配共、近来家屋敷譲受渡之儀及度々ニ、殊ニ町柄禄定不相当之願出有之、其上願濟無之内、内談取究手配等致候段、

添書を以申出候族茂有之候、然者右等之儀ニ付、先年茂御触出被仰付候得共、近来相緩ニ心得違之族有之候間、以来支配頭ニ吟味之上、不相当之願不差出候様被仰付候、此旨可被申触候、以上、(下略)

右によれば、藩士が家屋敷の譲り受渡しを行う際に、役(禄)高相応の家と町であるべきところ、不相応でも願いが出され、その願いが藩当局の決裁以前に当時者同士で内談により取りきめられている。今後はこのような願いを出さないようにというものである。

同時に右のことは、藩士の生活困窮の増大と深く関連しており、「日記」嘉永二年十一月二十四日の条によると、

一今日御目付触左之通、

覚

御家中之族累年難渋之処より、銘々居宅手入相成兼候趣ニ付、御時合柄ニ者候得共、為手入高百石ニ付、枉五千枚木舞百本之割合を以拜借渡被仰付候(下略)

とあり、家屋の補修すら出来ない状態に陥入っていることがわかる。

「日記」安政三年十月十四日の条に次のように見える。

一作事奉行申出候、御家中家屋敷譲受譲渡之儀、近年格段被仰付御決候ニ付、寛政十<sup>二</sup>年<sup>一</sup>被仰付候禄定町割を以取扱任、禄定不相当之家屋敷住居不被仰付罷在候、然処差当相応之家屋敷無之、住居難渋之族茂有之趣ニ付、評議之上可申上旨御演説を以被仰付候ニ付、段々評議仕候処、小給之族家屋敷不足ニ而譲渡之節、差遣相応之家屋敷無之、不得止事当分之内、禄定ニ不相叶家屋敷譲受、願出之族茂度々有之、其時々御扱ニ相成罷有候、然ニ嘉永三<sup>二</sup>年<sup>一</sup>八月十七日、百石

已下ニ而茂代々兩組之族者、百石之町柄江当分之内住居被仰付候旨  
被仰付有之候ニ付、右ニ随ひ当分之内、禄定町割一等宛御緩之上、

左ニ

高五拾石

俵子六拾俵

金拾兩

右已上之月並之面々、差遣相应之家屋敷無之節者、当分之内百石之  
町柄江住居被仰付候様、(中略)点羽之外申出之通、(下略)

(傍点筆者)

右の史料に見える「寛政十丙年被仰付候禄定町割」の記事は、寛政十  
年の藩士土着制廃止により、藩士が再度城下へ居住するに際しての規定  
があったことを意味し、前述した同年の「家作建坪御定」もその規定の  
一つと考えられる。

かくて右の史料から、土着制廃止後に藩士は、元のように城下の身分  
相应の町に住めないケースが現われて混乱が続いており、そのため藩士  
の階層秩序が居住地域からも崩れてきたことを示すものである。

以上述べたことから、次のことを指摘したい。寛政十年の藩士土着政  
策失敗による藩士の城下への再居住は、スムーズに行われずに藩士間の  
階層秩序をつき崩していった。そして津軽藩に於いて成立した封建社会  
の崩壊へと連動していくのは、右のような藩士層内にもその矛盾が存在  
していたからともいえるであろう。<sup>(53)</sup>

## 五 年中行事と生活

年中行事には全国的共通の行事と津軽領内独特の行事があり、また前  
者に領内のカラーが強く加わった行事も見られる。

当時の社会は士・農・工・商と身分階層の別があり、衣食住をはじめ  
日常生活の様式・意識ともに大きな違いがあったとしても、城下の行事  
は階層相互のかかわりで催されてきたのである(特別な行事を除いて)。  
これらの行事の中で法的規制が比較的多く見られたものを取りあげ、藩  
士の生活を考えてみたい。

### (一) 門松

『弘藩明治一統誌月令雜報摘要抄』<sup>(54)</sup>に文政期以降ではあるが、次のよ  
うに見える。

#### 年頭松飾の事

四民昔より十二月廿九日の朝を、毎戸門前或は入口に門松を建つるこ  
とを期例とす、国主は作事方にて城内門々或ハ役所々々の入口に鶯の  
者出て松を建て、正月四日の朝松飾の引拂ひ跡に小松を建て、正月十  
四日朝小松を引拂ふ、士族町並町々も亦然り、小松を士族町は表門脇  
簀垣へ挟み、町方は小店の柱に結付置くなり(中略)松は緑り松なり、  
真竿は竹を以てし、讓葉を添ふ、ケン臺は藁にて組みたるもの、中間  
に裏白と幣束と黒炭と蜜柑を赤白の水引にて結び飾る(下略)、

(傍点筆者)

右によって、準備から取り払うまでの大体の様子を知ることができる。

「日記」安永三年十二月六日の条によれば、左のようにある。

一 御目付触左之通、

覚

年始飾松之儀、緑松前々より停止之処、不得止事今以緑松相用候族も有之旨相聞候、以来緑松決而立不申候様家中寺社方町方江茂申候之様被仰付候、此旨当番通用可被申触候、已上、

十二月

御目付中

右の二つの史料、即ち文政期以降と安永三年では年代差はあるが、後者に見える「緑松」は、門前か入口に建てた大きな門松を示すものと思われる。この触は緑松の停止を、寺社・町人をも含めて徹底するようにというものである。

同じような内容の触は「日記」安永八年十月十日、同九年十二月三日、文化九年十二月一日、同十年十二月二十日、文政十二年十二月十八日の各条に見え、すべて凶作年ではない。逆に緑松を建てているのは「日記」文政四年一月四日の条には、「作事奉行申出候、御城郭廻并其外所々御松鋸不残只今引納候旨達之」とあり、一月四日の取りはずしである。「日記」天保六年十二月二十七日の条では、六日に取りはずしていることが知られ、この年は凶作であった。<sup>(55)</sup>

したがって緑松を建てたことはあったが、その停止は、凶作による経費節約だけにその理由を求めるわけには行かず、慢性化した藩財政の窮乏により、藩士に対する儉約令の一環として出された規制と考えたい。

但し、同じ城下に住む寺社・町人は、藩士とは別なので緑松を建ててよいというわけにも行かず、同様に規制されたものであろう。

(二) 盆踊り

盆行事では七月一日が盆の朔日、十三日は墓参り、二十日は送り盆とした。盆踊りは全国至るところに見られるが、十三日から二十日迄(十五日)二十一日迄ともいわれる) 満月をはさんで踊った。<sup>(56)</sup> 夏の宵宮をも含めて述べることにする。

藩士・町人を対象に、盆踊等の行事が催される期間中の心がまえが「日記」元禄二年二月十一日の条に見え、踊りの服装が華美にならないこと、礼儀をかけた行動を慎しむこと、喧嘩の禁止、木戸を閉める時刻等が規定されている。毎年のようにこの時期に注意の達が出されているが「日記」享保十三年七月六日の条に、

覚

御家中二男三男ニ候哉、又もの候哉、若者共神事躍等有之場所、或ハ納涼などニ而男女打寄候場所江罷越、徒成儀共有之様ニ相聞候、先日茂亀甲町三国屋權四郎前ニ而子共持候燈籠切落候段相聞候、自今以後左様之事故候者有之候ハハ、押置致吟味候様ニ申付置候間、人々此旨急度相心得夫々可申通候、(下略)

とあり、藩士の二・三男が刀を振りまわし、子供の燈籠を切り落した徒らが知られる。

「日記」寛延四年七月十日の条によれば、

一前々申触候通、盆中例年之通町々ニ而踊候者、大小差候儀堅無用申付候、右之通申付候上不相用者有之候者、大小押取詮議之上早速申出候様、町奉行江急度申付候、(下略)

と見え、藩士に対し刀を腰に差したまま踊に加わることを禁じている。

それは喧嘩となり、刃傷沙汰に及ぶのを防ぐ意味があつたと思われる。

「日記」天保二年七月三日の条に左のようにある。

一今日御目付触左之通

覚

近年盆踊并処々夜宮江莊年之婦人多罷出候由、以来婦人之儀者、商

人之外夜分参詣并盆踊等江決而罷出不申候様（下略）、（傍註筆者）

右によれば、女は町人の女以外に盆踊りや宵（夜）宮参りに出ること  
を禁じている。それは城下の風紀の乱れの矯正を一層強く求めたもので  
あるうが、幕末に至り、解放的な踊りの場に於いてさえ藩士と町人を区  
別して身分秩序をあくまでも維持せんとする方法の一つでもあつたと考  
える。

## 六 日常生活

本章では日常生活全般に互つて法的規制を述べるところを目的とせず、  
日常生活のいくつかの場面に於いて法的規制が比較的多く見られたもの  
を取り上げ、藩士の生活と社会との関りを考察していきたい。

(一) 勤務

日常の勤務は藩主在国の時と江戸在府の場合では違いがあり、また番  
方と役方によつても異なっている事はいうまでもない。勤務時間は午前  
十時出勤の午後三時退出程度で長時間勤務ではないが、非番の時に武芸・  
学問等の修業を怠らなかつたとすれば、結構何かと忙しい日常であつた  
と思われ<sup>(57)</sup>。

津軽藩士に対する文武の奨励は、第三代藩主信義の時に与された寛永  
十一年の法度の<sup>(58)</sup>第二条「一文武両道の学問可心掛儀、尤に候事。附、弓  
馬、太刀、鎗、鉄砲の技芸、習練之事」に見えるのを最初とし、藩主の  
家督相続か初入国の時に、藩士への法度として示されている。

また必要に応じて、幕末迄に出されているのは枚挙に暇がない。その  
中で「日記」文化十年四月一日の条に次のように見える。

一今日大目付触左之通、

覚

御家中之面々武芸之儀、前以被仰付茂有之処、近来何となく相緩ミ、  
武芸之志薄く、花奢之風俗ニ相成、（中略）当時者松前御固御用等  
茂被仰付候得者、猶以武芸相励候様先達而師範家之面々江も被仰付  
置候処、間もなく右躰遊惰ニ移候儀、甚以不埒之事ニ候、依之以来  
文武之芸術無間断修行致候様被仰出之候、（下略）  
さらに「日記」文政五年閏正月五日の条によれば、

（上略）

一今日師範家江口達左之通、

口達

文武之芸術常々致出情候様、先年より度々被仰出茂有之処、師範方  
之内平日教授方怠惰に而、門弟稽古励合茂無之、既ニ稽古茂相止候  
程之族茂有之趣相聞得、甚以心得違之至ニ候間、以来取締門弟教授  
致候様被仰付候、

閏正月

とある。

前者の史料によれば、蝦夷地出兵等の時期にもかかわらず、藩士が文武の鍛練を怠り、華美の風俗に馴み、質実剛健さを失いつつあるので、鍛練に精を出すようにというものである。後者は師範家の中でさえも怠惰な者が見られるので、弟子を叱咤激励して稽古に励めという口達である。

右と共通することは、藩士の役方における勤番に際しても見られる。

御目見以上の登城時刻は「日記」文化二年三月三日の条に「(上略)古来之通四ツ時以前出仕相揃候処に而(下略)」とあり、午前十時以前である。<sup>(59)</sup>退出時間は「日記」文政十三年十二月四日の条に、それぞれの役人に対し「(上略)三月より九月迄九半時致退出候様、十月より二月迄八時致退出候様(下略)」と見え、三月～九月までは午後一時、十月～翌年二月までは午後二時である。退出時間が一時間異なるのは、季節による日照時間を考慮したためであろうか。したがって勤務時間は、一般に午前十時頃から午後二時頃までであり、全国の藩と同程度と見てよい。勤務状況については、「日記」安永三年四月十三日の条に左のようにある。

一 勘定奉行江申付候者、

覚

近年役方之者日々出勤時刻茂不埒有之、御用向取扱兎角翌日江持込、(中略)自然与混雜ニ相成、万事間違等茂度々有之段相聞得不届之至候、(中略)急度御縮方相立候様、(下略)

これは出勤時刻が遅いので、その日の仕事が滞って翌日に残されることが多くなり、事務上の間違いも出てきており、遅刻しないよう厳重に

取り締めという申付である。「遅刻するな」という内容のものは「日記」寛政十二年七月十日の条、享和二年十二月二十三日の条、文化五年五月一日の条、弘化三年正月十五日の条等にも見え、特に「日記」安政六年六月十九日の条には次のように記されている。

一 今日御目付触左之通、

覚

惣而登城之節遅刻之族有之ニ付、例刻より早メ出仕之儀度々被仰付候得共、兎角致遅刻心得違ニ付、以来御定刻限より早メ致出仕候様、猶又登城之節無故不参之族間々有之旨相聞得甚心得違ニ付、以来右牀之儀無之様被仰付候旨可被申触候、以上、

六月十七日

これは遅刻防止を呼びかけても、依然として遅刻者が絶えず、無断欠勤する者さえ出るほどになったことに対する御目付触であり、幕末に及んだの規律の乱れが極度に達したことを指摘できるところであろう。

以上のことから、藩士は長い泰平の世が続いたため、武芸の稽古が疎かになり、質実剛健さを失いつつあったことを如実に示している。それは後述するように、藩財政の窮乏にともない、藩士の中で生活困窮により武器を質屋に入れ、稽古も出来ない者が出てきたことと深い関りがある。勤番に際しても遅刻や無断欠勤が出るほどの規律の乱れは、武芸の稽古の実態と相俟って藩体制の弛緩が、封建軍団として社会の秩序を維持できない状態までになっていたことを示すものの一つと考えるのである。

## (二) 生活の困難

元禄期には幕府の財政窮乏が始まり、津輕藩に於いても元禄八年の大凶作以後に藩財政の窮乏化がすすみ、藩士に対して生活緊縮が求められたことは第一章で述べたところであり、藩士の生活規制に関する主要な法令についても考察した。そのほかにも藩では幕末まで次々と儉約令を出して奢侈の風潮をおさえ、質実剛健の気風を失わないようにつとめたのは当然のことであった。しかし、藩士の生活困窮は幕末に近づくと共にますます甚しくなったのであり、それを城下の質屋との関係から述べてみたい。

「日記」元禄八年六月十九日の条に「質座作法御定之事」が見え、質保管の期限は衣類等が八カ月に對し、刀・脇差し・諸道具等は十二カ月であった。それが原則であったと思われる。

藩士が生活の苦しさから質屋を利用し、両者間に問題が多く生じてくるのは天明期以後であり、それは天明・天保の大凶作とも関係があるろう。

「日記」天明三年十一月三日の条に次のようにある。

一 今日大目付触左之通、

覚

御家中ニ而、当春より質入冬分衣類、此節自分手繰之姿茂相見得不得申候ニ付、只今支配頭ニ而吟味之上引受、三奉行取扱ニ而品物相返シ、来秋ニ至、右品物代料元利質屋共損分ニ不相成候様ニ、御家中渡方より代料引落取扱候之様被仰付候間、此旨可被申触候、以上、  
(下略)

右によれば、この春に冬用の衣類を質入れしたが、まだそれを取り出

しに来ることができないでいる。そのため藩士の支配頭と三奉行の相談により、質入れした品物を本人に返却する。但し、質屋に払うべき代金を来秋に給禄から差し引くというものである。質屋の借金返済に苦しむ藩士の救済方法の一端が知られる。

「日記」天明六年五月十七日の条に左のように見える。

一 今日御目付向寄触左之通、

覚

町々取質之者共、前々より限月より有之質取引致候所、右限月相濟候迄受返し不申、尚又利上等も不致差置候分、質屋共流ニ入候得ハ、御家中之面々右質屋共呼寄無鉢之申懸等有之、甚及迷惑候趣粗相聞候、限月相濟流ニ入候儀ハ、町家取引之事に候間、右鉢無鉢之儀無之様ニ此旨向寄可被申触候、以上

五月十七日

御目付中

右によれば、藩士が質保管の期限がきても取り出しに出来ない。そのため質流れにしようとする質屋を脅すなどという、藩士に対する触である。

また「日記」天保五年六月五日の条に次のように記されている。

(上略)

覚

置質流之儀、是迄十三ヶ月限流し候御定ニ候得共、昨年違作ニ付当年柄一統不融通難渋之趣相聞得候ニ付、質品十八ヶ月過候分計流候様、当三月御触出被仰付候、然処受質之もの無之、追々置質計相嵩、不融通之場合質屋共取質之手続相成兼、小者共食料手配等ニ難渋可致趣ニ

相聞得候ニ付、当一月中迄ニ而十二ヶ月ニ相成候分計流質ニ被仰付候、尤御家中勤務ニ相拘候品相断候分者、十八ヶ月迄者流不申候様申付候間、流候而難相成品者、早速断置候様、右之通質流被仰付候上者、質屋共一統取質無差支融通致候様被仰付候間、此旨可被申触候、以上、

六月

御目付中

質保管の期限はこれまで十三ヵ月（前掲元禄八年六月では八〜十二ヵ月）であったが、昨年の大凶作の影響により十八ヵ月にのびしたところ、質入れする者ばかりで取り出す者がなく、質屋の営業に支障が出るようになった。そのため再び期限を十三ヵ月に戻すことにする。但し藩士の勤務にかかわる品（武器、衣服等か）は十八ヵ月の期限とするというものである。

「日記」天保七年六月二日の条では、期限はさらにのび、この年まで二十ヵ月になっていたことが知られるが、また十三ヵ月に戻すこととなった。但し藩士の勤務にかかわる品物は、質屋に届出て手続をすると流れないように取り扱うという御目付触が出ており、二十ヵ月の期限はまだ有効であったのであろう。

以上のことから、藩では藩士の生活困窮を救うべく、いろいろ対策を考え努力したのであった。藩士の救済と質屋の営業に支障を来たさないよう両者を立てる方策はなかなか困難で、藩士の勤務にかかわる品、即ち武器等の質流れを防ぐことは万全ではなかったのである。流れずとも質入れの状態では武芸の稽古に差しつかえ、自ら質実剛健の気風は失われて行くのはやむを得なかったであらう。

藩士がこのような生活困窮から脱却するために、禁止されていても、持参金つきの町人の子を養子に迎えた相統の実態は、津軽藩に於いて成立した封建社会を崩壊に導く要因の一つになったと筆者はすでに指摘した。<sup>(60)</sup>この相統の実態と、藩士が質屋を利用せざる得なくなった生活困窮とは、まさに連動していると考えるのである。

## むすび

以上、本稿で明らかにしたことをまとめ、若干の補足を述べて結びとしたい。

津軽藩士に対して、第一に主要な生活規制は、所謂「藩士への法度」として、藩主の家督相続が初入国の時に出された。特に衣食住を中心とする規制は、藩財政の窮乏による藩士に対する儉約令、また藩政改革の一環としての儉約令として出されたものである。同時に身分秩序の維持の徹底をはかったものであった。

第二以下は第一の各説にあたるが、第二の衣服についての規制は、藩士間の階層秩序を維持することと、儉約の観点からのものであった。

第三の食についての規制は、儉約令としてもっとも切り詰めやすいものであったといえよう。

第四に住の規制は、身分によって定められた以下の家屋の建築が原則であったのは、これも儉約の観点からである。特に指摘したいのは、寛政改革の藩士土着政策失敗後、藩士が元のように城下の身分相応のところへ住めないケースが現われ、藩士間の階層秩序が侍屋敷からも崩れて

いったことである。

第五の年中行事に於ける門松（緑松）に対する規制は儉約の観点からであり、盆踊りについての規制は風紀と治安の乱れを防ぐためであると同時に、身分秩序維持のためでもあった。

第六に日常生活に対する規制は、第五までの規制と性格を異にしている。即ち文武の鍛練の怠りを防ぐための規制、遅刻・無断欠勤に対する規制、生活困窮で武具等を質入れせざるを得なかった藩士救済のための法令である。

かくて藩士に対して出された生活規制は、階級社会に於いて藩士の身分秩序を維持するためのものであるというまでもないが、藩士間の階層秩序をまもることと、儉約を求めて出された二点に大別できよう。

しかし、幕末に近づくと共に藩士の勤務の規律も大きく乱れ、藩体制を維持する支配階級の組織としての官僚制が崩壊に瀕していることが知られるのである。また生活困窮に陥入る者が多くなり、持参金つきの町人の養子を迎えるという相統の実態とも連動して、藩体制の弛緩が進み、藩士が封建軍団として社会の秩序を維持できない状態にまでなっていたことを認めざるを得ないのである。

最後に、藩士の生活は農民・町人の生活と異なるとしても比較する必要がある。特に同じ城下に住む町人とは年中行事や日常生活に於いて密接な関わりをもっていることである。それについては、別稿予定の「法令より見たる津軽藩の町人の生活」で述べた方がより効果的であると考え、敢えて割愛したところもあり、参照していただければ幸いである。

## 註

- (1) 八木橋文庫蔵。筆写本 全二冊。永禄元年～天明七年迄の津軽の出来事を編年式に書き綴ったもの。「弘前藩庁日記」（国日記）にない記事も見え、また国日記より詳しい記事もある。編者は津軽藩士三橋氏と推測されるが藩の日記役とも関係があったかと思われる。
- (2) 市立弘前図書館蔵。筆写本 一冊。文化元年～文政四年。
- (3) 市立弘前図書館蔵。筆写本 六冊。享保二〇年～元文五年。
- (4) 市立弘前図書館蔵。筆写本 一冊。楠美太素の文政九年～弘化五年迄の自分留。
- (5) 藩政初期の史料が欠如しており、藩の公式の日記が書かれるのは寛文元年以降である。したがって本稿では寛文期以後を対象とする。
- (6) 『津軽歴代記類』上 八四頁。拙稿「津軽信義制定の寛永十一年法度『五箇条』について」（『弘前大学国史研究』第六十一号）を参照
- (7)・(8) 国立史料館蔵「津軽家文書」。「津軽家御定書」（東京大学出版会 一九八一年）
- (9) 蝦名庸一「津軽信政時代における法令の整備」（『弘前大学国史研究』第二十三号）
- (10) 「弘前藩庁日記」（市立弘前図書館蔵）。なお、これには「国日記」と「江戸日記」の二種類あり、本稿では前者をさすものとし、以後の引用に際しては「日記」と表現する。この正徳元年八



月二十六日の条については、第二・三・四章に引用してある。

- (11) 「御用格」(寛政本)第五 「要記秘鑑」第十二 「津軽偏覽日記」巻五 「御定法編年録」 「御定法古格」上(以上、市立弘前図書館蔵)

- (12)・(13)・(14) 詳細については拙稿「津軽信義制定の寛永十一年法度『五箇条』について」(「弘前大学国史研究」第六十一号)を参照

- (15) 註(7)・(8) 参照

- (16) 『津軽家御定書』(東京大学出版会 一九八一年)一三六～一三七頁

- (17) 弘前大学国史研究会編『津軽史事典』(名著出版 一九八二年)一五〇～一五三頁。安永六年の分は『弘前市史』藩政編(弘前市一九六三年)の年表によった。

- (18) 藤川澄子「久留米藩の衣服規制」(「大阪大学経済学」第三五巻第四号)

- (19) 武士生活研究会編『絵でさぐる武士の生活Ⅰ』(柏書房 一九八二年)三八～四九頁。河幡実英『きもの文化史』(鹿島研究所出版会 一九六六年)一六一～一六三頁。進士慶幹編『江戸時代武士の生活』(雄山閣 一九八〇年)一三頁

- (20) 正月一日・四日・七日・十一日・十五日の下につく( )は『弘前市史』藩政編(弘前市 一九六三年)六八六頁の年中行事表による。

- (21) 前掲『弘前市史』六八六～六八九頁の年中行事表による。

- (22) 工藤主善『旧藩官制』(写本 市立弘前図書館・国立史料館蔵)

- (23) 同右

- (24) 同右

- (25) 註(7) 参照

- (26) 註(17) 『津軽史事典』一五三頁

- (27) 八戸市史編さん委員会編『八戸市史』史料編 近世5(八戸市一九七七年)五四四頁

- (28) 市立弘前図書館蔵。この史料には年代が記されていないが、「弘前図書館郷土資料目録」には嘉永元年と見える。

- (29) 渡辺実『日本食生活史』(吉川弘文館 一九六四年)二四一～二四二頁。武士生活研究会『絵図でさぐる武士の生活Ⅱ』(柏書房 一九八二年)五六～五七頁

- (30) 註(16) に同じ。七五頁

- (31) 菊池元衛編『津軽信政公事績』(非売品 一八九八年)二九八頁。この書は津軽四代藩主信政の時代の史料集というべきものである。

- (32) 前掲『八戸市史』(一九七〇年)史料編 近世2 三五七頁

- (33) 同右『八戸市史』(一九七二年)史料編 近世3 四五頁

- (34) 凶作年については盛田稔『農民の生活史』(青森県図書館協会 一九七二年)一四三～一四五頁の凶作年表による。

- (35) 前掲『津軽信政公事績』四八頁

- (36) 註(34) の凶作年表、前掲『津軽史事典』一五〇～一五三頁によった。

(37) 註(30)に同じ。  
(38) 註(35)に同じ。

(39) 青森県立図書館郷土双書第七集(一九七五年)。著者は旧津軽藩士内藤官八郎。現存する唯一の写本を復刻したもので、十二月にわたる年中行事の主なものの記録を中心として、文政度から明治維新前後に及ぶさまざまな事物の変遷、新しい事物の起源、世相の移り変わり等について、多少の批判を交えつつ記述したものである。

(40) 註(32)九六頁

(41) 註(33)四五頁

(42) 前掲『八戸市史』(一九七四年)史料編 近世4 二九九頁

(43) 同右 四三四頁

(44) 前掲『津軽信政公事績』六頁

(45) 『生活史』Ⅱ(体系日本史叢書16 山川出版社 一九六五年) 一三〇～一三三頁

(46) 前掲『弘前市史』七一〇～七一頁

(47) 市立弘前図書館蔵。全十二冊

(48) 佐藤巧『近世武士住宅』(叢文社 一九七九年)四二二頁

(49) 『弘前の町並(武家屋敷)——伝統的建造物群保存地区保存調査報告書』

(弘前市・弘前市教育委員会 一九七七年)四六頁  
八草野和夫氏執筆

(50) 註(31)に同じ。

(51) 前掲第一章参照

(52) 『津軽歴代記類』上(みちのく双書 第七集 一九五九年)二一五～二一六頁

(53) 拙稿『津軽藩士の相統についての考察』(長谷川成一編『北奥地域史の研究』名著出版 一九八八年)に於いて、藩士土着政策は身分制を突き崩す発端となり、藩士が農民や町人の養子を迎えた相統の実態は、津軽藩に於いて成立した封建社会を崩壊に導く要因の一つになった。と指摘したことと同じ方向への動きと考える。

(54) 註(39)に同じ。

(55) 註(34)の凶作年表、前掲『津軽史事典』一五六頁による。

(56) 前掲『弘前市史』六九五～六九八頁

(57) 註(45)一三五頁

(58) 註(6)に同じ。

(59) 前掲『津軽史事典』三四六～三四七頁。日常生活は不定時法によるという。

(60) 註(6)に同じ。

(青森県立弘前中央高等学校教諭)